

# 萩・長門清掃工場「はなもゆ」 ごみ受入基準

2023. 5. 24現在

萩・長門清掃工場「はなもゆ」の可燃ごみの受入れ日、搬入できる方、受入れ基準は以下のとおりです。

ご不明な場合には、下記宛てにお問合せ下さい。

## ○ごみ搬入に関するお問い合わせ先

萩・長門清掃一部事務組合事務局 TEL 0838-24-5349

(株) はないろ TEL 0838-26-8716

但し、組合事務局へのお問合せは平日の8:30~17:15です。

## 1. 受入日及び時間

受入日及び時間	受入出来ない日
月曜日～土曜日の8:30～16:30	毎週の日曜日と1月1日のみ

## 2. 搬入できる方

萩市、長門市の市民及び阿武町の町民で、その行政区域内から発生した可燃物。  
但し、区域外にお住まいの方が区域内の住宅等の可燃物の搬入を希望される場合には事前にご相談下さい。

## 3. 搬入できない物

区 分	備 考
萩市、長門市、阿武町以外の場所から排出された廃棄物	
有毒性の物	・アスベスト
爆発性のある物、火災発生のおそれのある物等危険性のある物	・火薬類 ・石油類 ・農薬、劇薬等
著しく悪臭を発する物	・汚物、糞尿
容積及び重量の著しく大きな物	・大型切断機で処理できない物 (2m×1.5m×1mを超える物)
液状の物	・食用油

粉末状又は顆粒状で飛散するおそれのある物	
し尿	
特別管理一般廃棄物に指定されている物	<ul style="list-style-type: none"> <li>• PCB を含んでいる家電部品等</li> <li>• ばいじん</li> <li>• 感染性一般廃棄物、病院・医院から排出される血液・体液が付着するガーゼ、綿類、紙類等医療廃棄物</li> </ul>
その他処理施設の機能に支障を来たすおそれのある物等	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、金属くず、ゴムくず、鋳碎、がれき類、ガラス</li> <li>• ソファー、マット等金属製スプリング入りのごみ</li> <li>• リサイクル可能な発泡スチロール・白色トレー</li> <li>• ペットボトル</li> <li>• 家屋の解体ごみ</li> </ul>

#### 4. 処理物の受入基準

(1) ごみピットへ直接投入できる物（場内での指示に従っていただきます。）

銘 柄	種 別	備 考
1 収集ごみ	(1) 普通ごみ	
	(2) 大型可燃ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 家具、建具等に付随する金属（取っ手、蝶番、ドアノブ）等不燃物は除去すること</li> </ul>
2 家庭ごみ  ※排出者自らが直接搬入する場合	(1) 普通ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 在宅医療に伴い家庭から排出される医療器具、医薬品容器等のプラスチックごみは受入可</li> </ul>
	(2) 大型可燃ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>• プラスチック製波板（FRP を含む）、畳、柱は受入可</li> <li>• 電気カーペット、電気毛布は、コード及び制御部分が除去してある場合は受入可</li> </ul>

<p>3 事業系一般廃棄物</p> <p>※排出した事業者が直接搬入する一般廃棄物を含む</p>	(1)普通ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飲食店、小売業者、スーパー、総菜屋等から排出される食品残さ等の生ごみ、紙類</li> <li><u>但し、消費期限切れ、売れ残り品でプラスチック製梱包が含まれるものは産廃で受け入れます。</u></li> <li>・旅館、ホテル、入院施設のある病院、介護施設等から排出される食品残さ、紙類</li> <li>・漁業系廃棄物のうち、木製・竹製の小型漁具</li> <li>・港湾工事に伴い除去した貝殻等の付着物</li> <li>但し、1日1tまで</li> <li>・国・県道維持管理に伴う廃棄物：刈草</li> <li>但し、1日16tまで(4t車4台)</li> <li>・国・県道維持管理に伴う廃棄物：伐採・枝打ちの樹木 但し、1日4tまで(4t車1台)</li> <li>・病院、介護施設等から排出される紙おむつ</li> <li>・事業者から排出される紙ごみ</li> </ul>
	(2)大型可燃ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家屋の解体前に処分する家具</li> </ul>
<p>4 産業廃棄物</p> <p>※産業廃棄物の処理に関する条例施行規則第3条に定める「あわせ産廃」のみ</p>	(1)紙くず	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内装業者や工務店などが排出する室内の張替えに生じた障子紙・壁紙に限る</li> <li>但し、1日2t車以下で1台まで</li> </ul> <p>※上記以外の建設業者の搬入や家屋の解体に伴うものは搬入できません。</p>
	(2)木くず	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大工、工務店や製材所の木くず、鉋くず、建具店や表具店の建具、欄間</li> <li>但し、1日2t車以下で1台まで</li> <li>・家具類 家具の製造過程から排出される木くず</li> <li>・釘、ボルトなどの金属を除去したパレット</li> </ul> <p>※上記以外の建設業者の搬入や家屋の解体に伴うものは搬入できません。</p>

(3) 繊維くず	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築業者、内装業者が排出する絨毯・カーペット</li> <li>・畳屋が一般家庭の畳交換作業で搬入する廃棄畳 100%い草でできた畳は事業系一般廃棄物、スタイロ畳は産業廃棄物 但し、1日2t車以下で1台まで</li> </ul> <p>※解体に伴う廃棄畳は搬入できません。</p>
(4) 動植物性残さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品製造、加工業などが搬入する動植物性残さ 例 魚のあら・すり身、柑橘の搾りかす、豆腐（大豆）の搾りかす</li> </ul>
(5) その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃プラスチックは一般家庭ごみと同程度の種類であること スーパー、コンビニ、商店などの小売業者、ホテルや旅館、飲食店、製造業者などの廃プラスチックごみ</li> </ul>
	<p>●搬入できない廃プラスチック</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業内容によって、経常的に多量に排出される特定種類の廃プラ</li> <li>・事業者から排出されるセメント・融雪剤等の袋</li> <li>・農業・漁業用の資機材、堆肥袋、道具類</li> <li>・タイヤ</li> <li>・発泡スチロール製品、白色の食品トレー</li> <li>・設備工事業者から搬出される塩ビ管、電線の被覆等</li> <li>・病院、医院などから排出される医療系廃棄物、点滴チューブ・パック類、流動食チューブ・パック類</li> </ul>

※船舶のFRPは、家庭ごみも含めて搬入できません。

(2)場内の大型切断機で破碎処理する必要のある物

区 分	具 体 例
繊維類	<ul style="list-style-type: none"><li>• 畳</li><li>• ござ、絨毯、カーペット（電気カーペット、電気毛布はコード、制御部分等の不燃部分を取外す）</li></ul>
建具、家具、木くず、剪定枝、竹	<ul style="list-style-type: none"><li>• 棒状の物 長さ 2m×径 20cm 以内</li><li>• 板状の物 2m×1.5m×厚さ 10cm 以内</li><li>• パレット 2m×1.5m以内</li><li>• 木製家具、ソファー 2m×1.5m×1 m 以内（ガラス、鏡、スプリング等の不燃物は取外す）</li><li>• こたつ（発熱器部分を取外す）</li></ul>
硬質プラスチック	<ul style="list-style-type: none"><li>• 衣類ケース等のプラ製家具 2m×1.5m×1 m 以 内</li></ul>